

# 佐藤病院居宅介護支援事業所運営規程

## （事業の目的）

第1条 医療法人明芳会が行う佐藤病院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅に置いて、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行う。

（1）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように、契約時等に複数のサービス事業所の紹介をするなど公正中立に行う。

（2）事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害福祉制度の相談支援専門員等との連携に努める。

## （事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 佐藤病院居宅介護支援事業所
- （2）所在地 岡山市南区築港栄町7-30

## （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者：1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日とする。但し、国民の祝日、12月31日～1月3日まで、及び8月15日を除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

但し、土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。

（3）電話等により、24時間体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- (3) サービス担当者会議の開催は、事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- (5) 従業員の資質の向上のために、定期的に研修の機会を設けるものとする。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとなる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岡山市南区南福祉事務所管内とする。

(事故発生時における対応方法)

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
  - 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
  - (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従事者又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第12条 事業所は、適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第13条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は、指定居宅介護提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

4 事業所は、指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人明芳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。